品川区議会だより

No.231 発行 平成24年（2012年）4月27日 発行所 品川区議会事務局（〒140-8715）東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 3777-1111（大代表） 5742-6810（直通）
品川区議会のホームページアドレス http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/kugikai/index.html

平成24年第1回定例会

●平成24年第１回定例会の議案……1～2
●区政をきく(代表質問) ……3～5
●区政をきく(一般質問) ……5～9
●意見の分かれた議案 ……6
●請願・陳情の審査結果 ……10
●全国の議会が品川区を視察 ……10
●決議 ……10
●意見書 ……10
●予算審査のあらまし ……11
●平成24年度予算に対する各会派の意見表明…12

会派の変更がありました

3月31日付で「品川区議会みんなの党」から解散届が、4月1日付で「品川区議会自民党」および「無所属品川」より会派構成員の変更届がありました。また、「無所属品川」の会派名は「みんな・無所属品川」に変更になりました。

所属に変更のあった議員は、次のとおりです。

品川区議会自民党
渡部　茂(旧･無所属品川)

みんな･無所属品川
原　浩三(旧･品川区議会自民党)
大西　光広(旧･品川区議会みんなの党)
吉田あつみ(旧･品川区議会みんなの党)

しながわ中央公園の桜

第1回定例会の議案

平成24年第1回定例会は、2月22日から3月23日までの31日間の会期で開催されました。

区長から、「理容業に関する条例」などの議案が、議員より「第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議」案がそれぞれ提出され、慎重審議の結果、次のとおり可決されました。

以下、概要をお知らせします。

区長提案

条例（新規）

▼理容業に関する条例

地域主権改革の推進を図るため、理容師法が改正されたことに伴い、理容の業に関して必要な事項を定める。

〔規定する主な事項〕
(1) 理容の業を行う場合に講ずべき措置
(2) 理容所について講ずべき措置
(3) 理容所以外の場所で業務を行うことができる場合

施行期日　平成24年4月1日

▼美容業に関する条例

地域主権改革の推進を図るため、美容師法が改正されたことに伴い、美容の業に関して必要な事項を定める。

〔規定する主な事項〕
(1) 美容の業を行う場合に講ずべき措置
(2) 美容所について講ずべき措置
(3) 美容所以外の場所で業務を行うことができる場合

施行期日　平成24年4月1日

▼クリーニング業の衛生措置の基準に関する条例

地域主権改革の推進を図るため、クリーニング業法が改正されたことに伴い、クリーニング業を営むために必要な衛生措置を定める。

施行期日　平成24年4月1日

▼旅館業に関する条例

地域主権改革の推進を図るため、旅館業法が改正されたことに伴い、旅館業に関して必要な事項を定める。

〔規定する主な事項〕
(1) 宿泊者の衛生に必要な措置等の基準
(2) 営業者の遵守事項
(3) ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業および下宿営業の施設に係る構造設備の基準

施行期日　平成24年4月1日

▼公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例

地域主権改革の推進を図るため、公衆浴場法が改正されたことに伴い、公衆浴場に関して必要な事項を定める。

〔規定する主な事項〕
(1) 普通公衆浴場およびその他の公衆浴場の定義
(2) 普通公衆浴場の設置場所の配置の基準
(3) 普通公衆浴場およびその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない衛生および風紀に必要な措置等の基準

施行期日　平成24年4月1日

▼墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例

地域主権改革の推進を図るため、墓地、埋葬等に関する法律が改正されたことに伴い、墓地、納骨堂および火葬場に関して必要な事項を定める。

〔規定する主な事項〕
(1) 墓地等の設置場所および構造設備の基準
(2) 墓地等の管理者が講ずべき措置
(3) 墓地等を経営しようとする者等の申請に係る事前手続

施行期日　平成24年4月1日

条例（一部改正）

▼附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例

組織改正に伴い、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼職員定数条例

行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う。

〔現　行〕　2千523人
〔改正後〕　2千497人
（平成25年3月31日までは、70人を限度として定数外とする。）

施行期日　平成24年4月1日

▼地域センターの設置に関する条例

荏原第三地域センターおよび荏原第五地域センターの位置を変更する。

〔荏原第三地域センター〕
現　行　平塚三丁目　9番1号
改正後　平塚一丁目　13番18号

〔荏原第五地域センター〕
現　行　二葉一丁目　3番37号
改正後　二葉一丁目　1番2号

施行期日　荏原第三地域センターの位置を変更する改正規定は平成24年8月6日、荏原第五地域センターの位置を変更する改正規定は平成24年9月3日

▼区立区民集会所条例

荏原第三区民集会所および荏原第五区民集会所の位置を変更する。

〔荏原第三区民集会所〕
現　行　平塚三丁目　9番1号
改正後　平塚一丁目　13番18号

〔荏原第五区民集会所〕
現　行　二葉一丁目　3番37号
改正後　二葉一丁目　1番2号

施行期日　荏原第三区民集会所の位置を変更する改正規定は平成24年8月6日、荏原第五区民集会所の位置を変更す

R70 古紙パルプ配合率70%再生紙を使用
古紙配合率70%の紙を使用しています。